

第1回智頭町議会定例会会議録

平成25年3月21日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1号 平成25年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10. 議案第 8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第 9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算
- 第14. 議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算
- 第15. 議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定について
- 第16. 議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第17. 議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第18. 議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第19. 議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第20. 議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第21. 議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について

- 第 2 2 . 議案第 2 7 号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 第 2 3 . 議案第 2 8 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第 2 4 . 議案第 2 9 号 智頭町課設置条例の一部改正について
- 第 2 5 . 議案第 3 0 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 2 6 . 議案第 3 1 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 2 7 . 議案第 3 2 号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 2 8 . 議案第 3 3 号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 9 . 議案第 3 4 号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 0 . 議案第 3 5 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 3 1 . 議案第 3 6 号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第 3 2 . 議案第 3 7 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 3 3 . 議案第 3 8 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 3 4 . 議案第 3 9 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 3 5 . 議案第 4 0 号 町道路線の認定について
- 第 3 6 . 議案第 4 1 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 3 7 . 議案第 4 2 号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 第 3 8 . 議案第 4 3 号 字の区域の変更について
- 第 3 9 . 陳情について
- 第 4 0 . 発議第 1 号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第 4 1 . 発議第 2 号 智頭町議会会議規則の一部改正について
- 第 4 2 . 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第 4 3 . 議員派遣の件について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第 1 号 平成 2 5 年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 2 号 平成 2 5 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 3 号 平成 2 5 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 4 号 平成 2 5 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 5 号 平成 2 5 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 6 号 平成 2 5 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 7 号 平成 2 5 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 1 0. 議案第 8 号 平成 2 5 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 1 1. 議案第 9 号 平成 2 5 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 1 2. 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 3. 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 1 4. 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 1 5. 議案第 2 0 号 智頭町地域活性化基金条例の制定について
- 第 1 6. 議案第 2 1 号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 7. 議案第 2 2 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 8. 議案第 2 3 号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 9. 議案第 2 4 号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 2 0. 議案第 2 5 号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第 2 1. 議案第 2 6 号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第 2 2. 議案第 2 7 号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 第 2 3. 議案第 2 8 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水

- 道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第24. 議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正について
- 第25. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第26. 議案第31号 智頭町税条例の一部改正について
- 第27. 議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第28. 議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第30. 議案第35号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第31. 議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第32. 議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第33. 議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第34. 議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第35. 議案第40号 町道路線の認定について
- 第36. 議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第37. 議案第42号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 第38. 議案第43号 字の区域の変更について
- 第39. 陳情について
- 第40. 発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第41. 発議第2号 智頭町議会会議規則の一部改正について
- 第42. 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第43. 議員派遣の件について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 中野 ゆかり

2番 平尾 節世

3番 田中 潔

4番 安住 仁志

5番 岸 本 眞一郎
7番 石 谷 政 輝
9番 国 石 俊
11番 谷 口 雅 人

6番 徳 永 英太郎
8番 中 澤 一 博
10番 酒 本 敏 興
12番 西 川 憲 雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

| | |
|---------------|---------|
| 町 長 | 寺 谷 誠一郎 |
| 副 町 長 | 金 児 英 夫 |
| 教 育 長 | 藤 原 孝 |
| 病 院 事 業 管 理 者 | 西 尾 稔 |
| 総 務 課 長 | 葉 狩 一 樹 |
| 企 画 課 長 | 岡 田 光 弘 |
| 税務住民課長兼水道課長 | 西 沖 和 己 |
| 教 育 課 長 | 長 石 彰 祐 |
| 建 設 農 林 課 長 | 岡 本 甚一郎 |
| 山 村 再 生 課 長 | 山 本 進 |
| 地 籍 調 査 課 長 | 安 藤 充 憲 |
| 福 祉 課 長 | 岸 本 光 義 |
| 総 務 課 参 事 | 矢 部 整 |
| 福 祉 課 参 事 | 國 政 昭 子 |
| 会 計 課 長 | 寺 坂 英 之 |
| 病 院 事 務 次 長 | 寺 谷 和 幸 |

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 河 村 実 則
書 記 塚 越 奈 緒 子

開 会 午 後 0 時 5 9 分

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。

定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、中野ゆかり議員、2番、平尾節世議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会の派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第1号から日程第33． 議案第38号及び日程第35． 議案第40号から日程第38． 議案第43号 35案一括上程

○議長（西川憲雄） 日程第3、議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算から日程第14、議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算までの12議案、日程第15、議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定についてから日程第33、議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての19議案及び日程第35、議案第40号 町道路線の認定についてから日程第38、議案第43号 字の区域の変更についての4議案を一括して議題とします。

この35議案については、3月8日の議会において予算特別委員会、総務常任委員会並びに民生常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、これより各委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

11番、谷口雅人議員。

○11番（谷口雅人） 3月8日の本会議において予算特別委員会に付託された議案について、3月12日、18日に委員会を、13日、14日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審議しましたので、その結果についてご報告をします。

今期定例会において付託を受けた議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算、議案第2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第6号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算及び議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として次のことを申し添えます。

事務事業に当たっては、スピード感を持って事業効果が上がるよう努められたい。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（西川憲雄） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

6番、徳永英太郎議員。

○6番（徳永英太郎） 本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則77条の規定により報告いたします。

議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定については原案可決。議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の

資格基準に関する条例の制定については原案可決。議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正については原案可決。議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案可決。議案第31号 智頭町税条例の一部改正については原案可決。議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正については原案可決。議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案可決。議案第35号 智頭町下水道条例の一部改正については原案可決。議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案可決。議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更については原案可決。議案第42号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更については原案可決。以上のとおりであります。

なお、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する少数意見として次のような意見がありましたので、申し添えます。

- 1、教育委員会、地区公民館等でもっと煮詰めた議論をすべきではなかったか。
- 2、社会教育の重要性を認識しながら、もっと配慮すべきではなかったか。以上のような意見がありました。申し添えます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

2番、平尾議員。

○2番（平尾節世） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

私は、公民館活動の原点は人づくりだと思っております。

○議長（西川憲雄） 平尾議員、第何号の条例を先に言わないと。

○2番（平尾節世） はい。議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務常任委員長にお尋ねいたします。

私は、公民館活動の原点は人づくりだと思っております。そして、その活動が地域づくりや地域力にもつながるものだとも思っております。地域のきずなや教育力の低下が懸念されている今日、このたび議案第30号で公民館主事の町よりの委嘱を廃止するという事は、公民館活動の衰退につながるものではないかと

危惧をしております。

公民館活動は、教育上の分野だけでなく健康維持の面でも大きく貢献をしています。20年ほど前になりますが、長野県は平均寿命が最も短い県の一つでした。しかし、現在は男女ともに日本一の長寿県で、健康寿命も長くなっています。この要因は、地域医療の取り組みは言うまでもありませんが、公民館活動が盛んで、生涯学習に力を入れていることも大きく影響していると言われてしています。

先ほどの総務常任委員長の報告の中にも附帯意見がありましたが、私も地域の教育力の低下を招かないように望むものです。

総務常任委員会では、公民館主事の町よりの委嘱と報酬の廃止をした後の公民館活動の低下や地域の教育力の低下を危惧する意見は出なかったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（西川憲雄） 総務常任委員長。

○6番（徳永英太郎） 先ほど委員長報告の中で少数意見として申し添えましたが、委員会の中では次のような答弁がありました。

社会教育の重要性は認識している。このたび社会教育主事の設置に向けて鋭意検討中である旨の答弁を得ております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 平尾議員。

○2番（平尾節世） 社会教育の重要性への思いは、総務常任委員会の委員さん方と私と、それから執行部からも重要であるという言葉をいただいておりますので、以上で終わります。

○議長（西川憲雄） 答弁は委員長には求めませんか、よろしいですか。

○2番（平尾節世） よろしいです。

○議長（西川憲雄） そのほかにご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

よって、総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

5番、岸本眞一郎議員。

○5番（岸本眞一郎） 3月8日の本会議において民生常任委員会に付託された議案について、3月13日に委員会を開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定について、議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定について、議案第27号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について、議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について、議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正について、議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第40号 町道路線の認定について、議案第43号 字の区域の変更について、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（西川憲雄） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

以上で民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第1号 平成25年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 平成25年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論
を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号 平成25年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 平成25年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第8号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第9号 平成25年度智頭町介護保険サービス事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号 平成25年度智頭町水道事業会計予算の討論を行
います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号 平成25年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第20号 智頭町地域活性化基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第21号 智頭町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第22号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第23号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第24号 智頭町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第25号 智頭町道路の構造の技術的基準に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第26号 智頭町道路標識の寸法に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第27号 智頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第29号 智頭町課設置条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第31号 智頭町税条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第32号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第33号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

よって……。もとい。

再度、起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩します。

休 憩 午後 1時29分

再 開 午後 1時30分

○議長(西川憲雄) 再開します。

日程第29、議案第34号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第36号 智頭町都市公園条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第37号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第38号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第40号 町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第41号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第42号 鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第43号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第39号

○議長(西川憲雄) 日程第34、議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第39号 智頭町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第39. 陳情について

○議長（西川憲雄） 日程第39、陳情についてを議題とします。

3月8日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

6番、徳永英太郎議員。

○6番（徳永英太郎） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月8日に本会議において付託を受けた陳情について、3月14日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める要望書は趣旨採択、陳情第7号 図書館の環境整備に関する陳情書は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（西川憲雄） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める要望書、陳情第7号 図書館の環境整備に関する陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第1号は趣旨採択、陳情第7号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、岸本眞一郎議員。

○5番(岸本眞一郎) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月8日に本会議において付託を受けた陳情について、3月14日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第2号 要望書、水路改良工事は採択、陳情第3号 安倍内閣にTPP、環太平洋連携協定への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情は趣旨採択、陳情第4号 陳情書、用水路改良工事は採択、陳情第5号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を国に求める陳情書は不採択、陳情第6号 年金2.5%削減撤回の意見書提出を求める陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(西川憲雄) 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

陳情第2号 要望書、陳情第3号 安倍内閣にTPP、環太平洋連携協定への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第4号 陳情書、陳情第5号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を国に求める陳情書、陳情第6号 年金2.5%削減撤回の意見書提出を求める陳情を採決します。

委員長の報告は、陳情第2号は採択、陳情第3号は趣旨採択、陳情第4号は採択、陳情第5号は不採択、陳情第6号は不採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおりと決定しました。

日程第40. 発議第1号

○議長(西川憲雄) 日程第40、発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、田中 潔議員。

○3番(田中 潔) 発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案は、別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び智頭町議会規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、智頭町議会議会運営委員長 田中 潔。

提案理由。平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正に伴い、委員会条例の改正を行うとともに、本定例会に上程された智頭町課の設置条例の一部改正によって所管の名称が変更となるため、あわせて改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから発議第1号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41. 発議第2号

○議長(西川憲雄) 日程第41、発議第2号 智頭町議会会議規則の一部改正
についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、田中 潔議員。

○3番(田中 潔) 発議第2号 智頭町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び智頭町議会
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、智頭町議会議会運営委員長 田中 潔。

提案理由。平成24年9月5日に公布の地方自治法の一部改正に伴い、議会規
則の改正をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから発議第2号 智頭町議会会議規則の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42. 閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長(西川憲雄) 日程第42、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続審査・調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中も継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

日程第43. 議員派遣の件について

○議長(西川憲雄) 日程第43、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時47分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年3月21日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 中 野 ゆかり

智頭町議会議員 平 尾 節 世